

## 合併市に関する調査

記入月日：平成17年4月29日

### 基礎情報

都道府県・市名	兵庫県・朝来市（あさごし）
合併期日	平成17年4月1日
合併形式	新設合併
住所（旧市町村名も記載）	兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1（旧和田山町）
人口（合併直前の国調）	36,069人（平成12年国調）
面積	402.98km <sup>2</sup>
議員定数	26人
関係市町村名	生野町、和田山町、山東町、朝来町

### 関係市町村合併直前の状況

関係市町村	市町村名	人口（人）	面積（km <sup>2</sup> ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
	生野町	4,850	112.01	14（14）	30.50
和田山町	17,288	111.61	18（18）	24.27	
山東町	6,469	49.16	14（14）	28.85	
朝来町	7,155	130.20	14（16）	30.13	
合計	-	35,762	402.98	60（62）	-

17年3月末 （ ）は定数 17年3月末

### 関係市町村の財政状況

\* 数値は合併直前の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直前の予算を記入。

平成15年度決算（普通会計）

関係市町村	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）		指定団体等の指定状況	財政力指数
			地方税（千円）	地方交付税（千円）		
生野町	4,576,788	981,041	984,154	辺地	0.543	
和田山町	8,640,633	1,890,204	2,604,426	辺地	0.449	
山東町	5,103,279	500,404	1,731,069	過疎	0.260	
朝来町	5,213,402	1,674,118	1,040,833	辺地	0.621	
合計	-	23,534,102	5,045,767	6,360,482	-	-

15年度（3カ年平均）

## 合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成14年9月1日	解散年月日：平成17年3月31日
内容	会長：水谷岩雄（山東町長） 委員：1号委員（町長・助役）8人、2号委員（議長・議員）8人、3号委員（学識経験者）18人＝計34人 合併協議会会議数：33回 合併協定後に合併の期日を17年3月31日から17年4月1日に変更。	
住民発議について	有	
市町村建設計画	計画の期間：平成17年度～平成26年度	
基本計画の主要項目	健康・福祉のまちづくり 安全・快適環境のまちづくり 活力ある産業のまちづくり 教育・文化創造のまちづくり 人権尊重・市民主役のまちづくり 分権型社会に対応した自治体経営	
旧市町村庁舎の利活用	・旧和田山町庁舎を本庁舎（企画部、総務部、市民生活部、健康福祉部、産業振興部、都市整備部、会計課、議会事務局） ・旧生野町庁舎（生野支所、上下水道部＜分室＞、都市整備部＜地籍調査課＞、企画部＜まちづくり推進プロジェクト＞） ・旧山東町庁舎（山東支所、上下水道部） ・旧朝来町庁舎（朝来支所、教育委員会、幼児対策室）	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 1・2
議会の議員の定数に関する特例	無	有の場合： - 名
議会の議員の在任に関する特例	有	有の場合： 7 ヶ月
議会の議員の報酬額（月額）	議長350千円、副議長280千円、常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長260千円 議員（旧和田山町250千円、その他3町200千円）	
地域審議会の設置について	無	
内容	合併後、地域審議会の設置を進める。	
地方税に関する特例	無	
内容	特になし	
合併特例債発行限度額（億円）	160.5億円	

## その他

協議された事項	<p>主要項目について、簡単な内容を含め<b>10項目</b>ご記入ください。（例：庁舎の位置 等）</p> <p>新市の名称は、「朝来市」とする。</p> <p>新市まちづくりの基本理念を『人と地域を大切にした合併』とし、ア、参画と協働・分権のまちづくり イ、産業の振興・交流と共生の活力あるまちづくり ウ、教育・福祉・人権を大切にしたまちづくり エ、自然と歴史・文化を大切にした個性あるまちづくりを基本施策とする。</p> <p>新市の事務所の位置は、当分の間、和田山町東谷213番地1（現在の和田山町役場）とする。将来の新市の事務所は、合併特例債発行期間内のできるだけ早期に建設するものとする。</p> <p>4町の議会議員については、合併後、平成17年10月31日まで引き続き新市の議会議員として在任する。在任期間終了後の議員定数については、法定数の26人とする。</p> <p>4町及び朝来郡広域行政事務組合の所有する公有財産及び債権・債務等については、生野町の所有する山林及び合併時に設置する生野町財産区の運営のための基金を除き、全て新市に引き継ぐ。</p> <p>新市に1つの農業委員会を置き、4町の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併後、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。在任期間終了後の選挙による委員の定数は、30人とする。</p> <p>新市の組織は本庁と支所で構成する。新庁舎建設までの間は、分離しても効率性と行政サービスが特に低下しない部門については、一時的な分庁舎方式を取り入れ、現有施設の有効利用を図る。</p>
---------	---

協議された事項	<p>施設使用料については、施設の内容及び建設年度が異なり、また、その使用料額が地域に定着していることを考慮し、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、合併後、可能な限り統一する方向で調整する。また、新市において、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担公平性の原則から、適正な料金のあり方等について検討する。</p> <p>公共的団体等については、4町に共通する団体又は共通の目的をもった団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。なお、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。独自の目的をもった団体については、原則として、現行のとおりとする。</p> <p>4町の字の名称及び区域は現行のまま存続させる。新市名称の後に現町名（自治体名）を付することについては、住民の意向を尊重し、新市の名称の決定後、速やかに調整する。現町名を付するとした町（生野町、和田山町、山東町）、朝来町は付さない。</p>
	<p>残された課題について、箇条書きでご記入ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設使用料については、旧町のままとし合併後に適正な料金のあり方を検討し、調整する。</li> <li>・旧4町で同種同類の公共的団体等は、できる限り統合できるよう調整する。</li> <li>・各種団体への補助金は統一の方向で調整するとともに、必要性・有効性等を検討し、適正な補助を行う。</li> <li>・合併後に市章、市の花・木・鳥・歌を選定する。</li> <li>・消防団の組織、定員は当面旧町のままとするが、合併後に組織検討委員会を設置し、適正な組織体制に再編する。</li> <li>・当面、旧町の制度で運用する各種福祉制度については、同一制度への移行を早期に図る。</li> <li>・文化・スポーツ・公民館事業については、新市一体となった事業への展開を図る。</li> </ul>